

# 第35回八幡市農業委員会議事録

令和5年6月5日（月） 午後2時00分

八幡市役所本庁舎5階 会議室5-2

八幡市農業委員長 長村 信幸

前書は令和5年6月5日開催の第35回八幡市農業委員会総会の議事録に相違ないことを承認します。

署名委員（長村 信幸） \_\_\_\_\_

署名委員（関東 豊則） \_\_\_\_\_

署名委員（辻 典彦） \_\_\_\_\_

## 案 件

議案第 110 号 非農地証明願い承認の件  
議案第 111 号 2アール未満の農業用施設の届出について  
議案第 112 号 八幡市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する農業委員会規則案

報 告 農地法第 4 条届出書について  
報 告 農地法第 5 条届出書について  
報 告 農地法第 5 条の規定による受理通知の取消願について

### 出席農業委員

奥村 芳治	西川 茂男	上野 信昭	西村 伸一
古里 治彦	猪飼 美和子	森田 正彦	西川 吉之
佐野 文昭	関東 豊則	長村 信幸	辻 典彦

### 欠 席

吉川 俊孝 前田 孝文

### 出席農地利用最適化推進委員

符川 亮	吉川 栄樹	西村 忠雄	高井 賢治
關西 保博	小里 隆信	金谷 泰宏	堀口 雅智

### 欠 席

### 事 務 局

西岡 賢治 梶浦 靖人 石原 毅之

議 長  
(長村会長)

ただ今より、第 35 回八幡市農業委員会総会を開催いたします。  
本日の、農業委員の出席は、12 名ですので、本総会は、成立しております。  
本日の会期は午後 2 時から午後 5 時までとします。  
議事録署名人の選任ですが、議席番号順となっておりますので、本日の署名委員さんについては議席番号 11 番 関東豊則委員と議席番号 14 番 辻典彦委員にお願いします。

議 長	それでは、議事に入らせていただきます。 まずはじめに、「議案第 110 号 非農地証明願承認の件」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗読) 願出物件の所在 内里北ノ山 地目は田 面積 574 m <sup>2</sup> 外 1 筆 願出人 ○○○○ 氏 外 2 人  願出物件の所在 八幡神原 地目は畑 面積 170 m <sup>2</sup> 願出人 ○○○○ 氏 外 1 人  (説 明) 本件のうち内里北ノ山の件につきましては、昭和 6 0 年より宅地及び用悪水路として、八幡神原の件につきましては、昭和 5 7 年度より宅地として使用しているため非農地証明願承認については、問題がないものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして、農地転用部会のご意見をお伺いします。
農地転用 部会長	ただ今の案件につきまして、5 月 29 日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。
議 長	農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第 110 号 非農地証明願承認の件」につきましては、承認することといたします。
議 長	次に「議案第 111 号 2 アール未満の農業用施設の届出について」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗読) 届出物件の所在 戸津露ノ花 地目は田

	<p>面積 786 m<sup>2</sup>の内 58.9 m<sup>2</sup> 届出人 ○○○○ 氏 (法説明) 本件は、農地法施行規則第 29 条第 1 号に規定する 2 アール未満の農業用施設であります。承認については、問題ないものと考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の案件につきまして農地転用部会のご意見をお伺いします。</p>
農地転用 部会長	<p>ただ今の案件につきまして、5 月 29 日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。</p>
議 長	<p>農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(異議ナシ)</p>
議 長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第 111 号 2 アール未満の農業用施設の届出について」は承認することといたします。</p>
議 長	<p>次に「議案第 112 号 八幡市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する農業委員会規則案」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局 朗読) 八幡市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴い、農業委員会規則を定める必要があるため、本規則を提案するものです。 八幡市では、これまで運用されてきた「八幡市個人情報保護条例」を廃止し、法の施行に必要な「八幡市個人情報の保護に関する法律施行条例」が制定されました。その内容は、実施機関の責務、個人情報ファイル簿の作成等、開示決定等の期限、開示請求に係る手数料などです。 この条例を施行するにあたり必要な事項(本市独自の保護措置)について、条例施行規則が制定されましたが、農業委員会についても本規則を定め、独自保護措置について市の条例施行規則の例によることとするものです。</p>
議 長	<p>ただ今の案件について、委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(異議ナシ)</p>
議 長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第 112 号 八幡市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に関する農業委員会規則案」につきましては、承認することといたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしました。 なお、報告事項がございますので、事務局から報告願います。</p>

事務局

(事務局 報告)

「農地法第4条届出書について」

届出物件の所在 八幡科手 地目は田 面積 311 m<sup>2</sup>

届出人 ○○○○ 氏

転用目的 住宅敷地

届出物件の所在 下奈良隅田 地目は田 面積 515 m<sup>2</sup> 外1筆

届出人 ○○○○ 氏 外1人

転用目的 露天駐車場

農地法第4条届出書のうち八幡科手の件は、住宅敷地の転用目的で令和5年4月14日に届出があり、5月1日付で受理通知を行いました。

下奈良隅田の件は、露天駐車場の転用目的で令和5年4月26日に届出があり、5月11日付で受理通知を行いました。

「農地法第5条届出書について」

届出物件の所在 下奈良隅田 地目は田 面積 24 m<sup>2</sup>

譲渡人 ○○○○ 氏

譲受人 ○○○○ 氏

転用目的 露天駐車場

農地法第5条届出書は、露天駐車場の転用目的で令和5年4月26日に届出があり、5月11日に受理通知を行いました。

「農地法第5条の規定による受理通知の取消願について」

議長

最後に何かございませんか。

無いようでございますので、これをもちまして、第35回八幡市農業委員会総会、議案審議及び報告案件を終了いたします。